

不適切な電気保安管理業務に係る嚴重注意について

平成21年12月10日

中国四国産業保安監督部

当部は、平成21年7月、自家用電気工作物設置者から、電気事業法に基づく手続状況を聴取したところ、電気管理技術者と保安管理業務を委託契約していながら、外部委託承認申請が未手続きであることが判明したことから、平成21年9月15日付けで電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号、以下「法」という。）第106条第4項の規定に基づく報告徴収及び平成21年11月9日及び10日に法第107条第3項の規定に基づく立入検査を実施しました。

その結果、設置者において、電気管理技術者と保安管理業務の委託契約をしていながら23事業場において、法第43条第1項に基づく同法施行規則第52条第2項による外部委託承認手続きが行われていなかったこと、また、電気管理技術者については、受託事業場に係る外部委託承認手続きが行われていなかったこと及び同法施行規則第52条の2第1号ニに定める要件に抵触していることが確認されました。

このため、当部は、設置者に対しては注意を行い、速やかな改善を指示するとともに再発防止策の策定及びその実施状況の報告を求めました。また、電気管理技術者に対しては嚴重注意を行い改善を指示するとともに再発防止策の報告を求めました。

[本件に関する問い合わせ先]

中国四国産業保安監督部 電力安全課

電話 082-224-5742